

平成 16年 3月期

個別中間財務諸表の概要

平成 15年 11月 27日

上場会社名 株式会社 山梨中央銀行

上場取引所 東証市場第1部

コード番号 8360

本社所在都道府県

(URL <http://www.yamanashibank.co.jp/>)

山梨県

代表者 役職名 代表取締役頭取 氏名 小野 堅太郎

問合せ先責任者 役職名 常務取締役経営企画部長 氏名 芦澤 敏久

TEL (055) 233 - 2111

中間決算取締役会開催日 平成 15年 11月 27日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成 15年 12月 10日

単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 15年9月中間期の業績(平成15年4月1日～平成15年9月30日)

(1) 経営成績

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
15年9月中間期	23,485	2.3	6,129	207.2	3,527	182.6	19.08
14年9月中間期	22,955	8.3	1,995	60.4	1,248	59.2	6.59
15年3月期	44,870		10,598		8,760		46.53

(注) 期中平均株式数 15年9月中間期 184,841,159株 14年9月中間期 189,520,166株 15年3月期 188,295,132株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
	円 銭	円 銭
15年9月中間期	2.50	-
14年9月中間期	2.50	-
15年3月期	-	5.00

(注) 15年9月中間期中間配当金内訳

記念配当 0円00銭

特別配当 0円00銭

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	(速報値) %
15年9月中間期	2,476,467	128,419	5.2	694.79	10.50
14年9月中間期	2,462,929	131,905	5.4	703.32	11.42
15年3月期	2,422,420	121,269	5.0	656.04	10.31

(注) 期末発行済株式数 15年9月中間期 184,831,779株 14年9月中間期 187,546,582株 15年3月期 184,850,078株

期末自己株式数 15年9月中間期 5,083,221株 14年9月中間期 2,368,418株 15年3月期 5,064,922株

2. 16年3月期の業績予想(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期 末	
	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
通 期	46,000	11,000	6,200	2.50	5.00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 33円54銭

(注) 上記の予想は、当行が本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成しており、実際の業績は、環境の変化により異なる結果となることがあります。予想の前提条件については、連結決算短信添付資料の6頁を参照してください。

比較中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	平成 15 年	平成 14 年	比 較		平成14年度末	比 較	
		中間期末(A)	中間期末(B)	(A)	(B)	(要約)(C)	(A)	(C)
(資産の部)								
現金預け金		73,142	47,314	25,828		67,151	5,991	
コールローン		219,875	252,804	32,929		116,373	103,502	
買入金銭債権		17,518	19,115	1,597		16,477	1,041	
商品有価証券		362	1,049	687		328	34	
有価証券		736,971	664,976	71,995		715,020	21,951	
貸出金		1,381,784	1,443,493	61,709		1,469,318	87,534	
外国為替		171	215	44		321	150	
その他資産		15,262	4,872	10,390		4,929	10,333	
動産不動産		27,836	28,216	380		28,103	267	
繰延税金資産		14,963	15,171	208		18,270	3,307	
支払承諾見返		22,763	24,745	1,982		24,293	1,530	
貸倒引当金		34,184	39,045	4,861		38,167	3,983	
資産の部合計		2,476,467	2,462,929	13,538		2,422,420	54,047	
(負債の部)								
預金		2,139,138	2,165,931	26,793		2,147,074	7,936	
譲渡性預金		139,171	106,030	33,141		93,992	45,179	
コールマネー		23,092	8,371	14,721		11,741	11,351	
外国為替		129	116	13		87	42	
その他負債		11,612	14,477	2,865		12,293	681	
退職給付引当金		12,033	11,243	790		11,563	470	
債権売却損失引当金		106	106	0		106	0	
支払承諾		22,763	24,745	1,982		24,293	1,530	
負債の部合計		2,348,047	2,331,023	17,024		2,301,151	46,896	
(資本の部)								
資本金		15,400	15,400	0		15,400	0	
資本剰余金		8,287	8,287	0		8,287	0	
資本準備金		8,287	8,287	0		8,287	0	
その他資本剰余金		0	-	0		-	0	
利益剰余金		90,979	98,392	7,413		87,914	3,065	
利益準備金		9,405	9,405	0		9,405	0	
任意積立金		76,901	85,701	8,800		85,701	8,800	
中間未処分利益 (は当期末処理損失)		4,673	3,286	1,387		7,191	11,864	
中間純利益 (は当期純損失)		3,527	1,248	2,279		8,760	12,287	
株式等評価差額金		15,877	10,872	5,005		11,783	4,094	
自己株式		2,124	1,046	1,078		2,116	8	
資本の部合計		128,419	131,905	3,486		121,269	7,150	
負債及び資本の部合計		2,476,467	2,462,929	13,538		2,422,420	54,047	

比較中間損益計算書

(単位：百万円)

科目	期別	平成15年 中間期(A)	平成14年 中間期(B)	比較 (A) - (B)	平成14年度 (要約)			
経常収益		23,485	22,955	530	44,870			
資金運用収益		19,235	19,534	299	38,273			
(うち貸出金利息)	(13,487)	(13,328)	(159)	(26,916)
(うち有価証券利息配当金)	(4,551)	(4,914)	(363)	(9,091)
役務取引等収益		3,136	2,810	326	5,602			
その他業務収益		102	126	24	238			
その他経常収益		1,011	483	528	756			
経常費用		17,356	20,960	3,604	55,469			
資金調達費用		1,452	1,681	229	3,006			
(うち預金利息)	(356)	(482)	(126)	(891)
役務取引等費用		977	903	74	1,948			
その他業務費用		-	-	-	336			
営業経費		13,207	14,213	1,006	27,417			
その他経常費用		1,719	4,161	2,442	22,761			
経常利益 (は経常損失)		6,129	1,995	4,134	10,598			
特別利益		255	0	255	39			
特別損失		25	25	0	80			
税引前中間純利益 (は税引前当期純損失)		6,359	1,970	4,389	10,639			
法人税、住民税及び事業税		1,271	860	411	1,534			
法人税等調整額		1,560	138	1,698	3,413			
中間純利益 (は当期純損失)		3,527	1,248	2,279	8,760			
前期繰越利益		1,146	2,038	892	2,038			
中間配当額		-	-	-	468			
中間未処分利益 (は当期末処理損失)		4,673	3,286	1,387	7,191			

中間貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	2年～20年

6．外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、前期は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当中間期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、12.に記載しております。

この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は55百万円減少、「その他負債」は55百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

7．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

8．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による
定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

9. 債権売却損失引当金は、(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
11. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、一部の資産・負債について、金利スワップの特例処理を行っていましたが、当中間期からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
12. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。
これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
14. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 35百万円
15. 動産不動産の減価償却累計額 28,672百万円
16. 動産不動産の圧縮記帳額 1,091百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,212百万円、延滞債権額は66,180百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は672百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,782百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は111,848百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、74,357百万円であります。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は23,986百万円であります。

23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 236百万円

担保資産に対応する債務

預金 16,696百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券101,503百万円及びその他資産（現金）33百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は944百万円であります。

24. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1百万円であります。

25. 1株当たりの純資産額 694円79銭

26. 商法施行規則第124条第3号を当中間期末に適用し、同号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は15,877百万円であります。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権が含まれております。以下31.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間貸借対照表計上額 362百万円

当中間期の損益に含まれた評価差額 0百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中 間 貸 借 時 価 差 額			うち益	うち損
	対 照 表 計 上 額				
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地方債	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-
その他	2,999	2,999	0	0	-
合 計	2,999	2,999	0	0	-

子会社・子法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借		うち益	うち損
		対照表計上額	評価差額		
株式	46,307百万円	64,344百万円	18,037百万円	18,746百万円	709百万円
債券	606,524	612,796	6,272	11,144	4,872
国債	305,583	305,077	506	3,148	3,654
地方債	185,368	190,886	5,517	6,408	890
社債	115,572	116,832	1,260	1,588	328
その他	54,783	56,020	1,236	1,498	262
合計	707,615	733,160	25,545	31,390	5,844

なお、上記の評価差額から繰延税金負債9,668百万円を差し引いた額15,877百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について、23百万円を減損処理しております。

減損処理にあたっては、中間決算日における時価の、簿価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄を減損処理しております。

28. 当中間期中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

29. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
2,166百万円	724百万円	-百万円

30. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場事業債券	3,149百万円
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式	103百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	556百万円

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	91,689百万円	278,990百万円	148,116百万円	97,150百万円
国債	33,408	114,144	60,374	97,150
地方債	28,889	89,341	72,654	-
社債	29,391	75,503	15,087	-
その他	3,574	10,583	15,571	2,319
合計	95,264	289,573	163,687	99,469

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は316,664百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが314,714百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを

受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

中間損益計算書の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純利益金額 19円08銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。

3．「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額891百万円、退職給付費用415百万円を含んでおります。

4．銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年10月3日付内閣府令第89号）により改正されたことに伴い、前中間期において区分掲記していた「税引前中間利益」及び「中間利益」は、当中間期からは「税引前中間純利益」及び「中間純利益」として表示しております。

5．中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による固定資産圧縮積立金の積立てを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。